

令和6年度越谷市社会福祉審議会全体会議録

令和6年5月31日(金) 15:00～
越谷市役所エントランス棟3階 会議室3-1

○委員定数(48名)

○出席委員(38名)

| | | |
|--------|------|-----------------|
| 白川 秀嗣 | 委員 | 越谷市議会議員 |
| 永福 徹 | 委員 | 越谷市社会福祉協議会 |
| 本田 香奈子 | 委員 | 越谷市私立幼稚園協会 |
| 宮崎 大輔 | 委員 | 越谷市地域型保育連絡協議会 |
| 高野 雅美 | 委員 | 越谷市手をつなぐ育成会 |
| 齊藤 峰雄 | 副委員長 | 越谷市民生委員・児童委員協議会 |
| 村山 勝代 | 委員 | 越谷市民生委員・児童委員協議会 |
| 鈴木 弘子 | 委員 | ロービジョン友の会アリス |
| 石川 幸子 | 委員 | 越谷市医師会 |
| 鈴木 美穂 | 委員 | 越谷公共職業安定所 |
| 会田 容子 | 委員 | 越谷市子ども会育成連絡協議会 |
| 久保田 和夫 | 委員 | 越谷市コミュニティ推進協議会 |
| 高橋 忠 | 委員 | 越谷市歯科医師会 |
| 深野 弘 | 委員 | 越谷市自治会連合会 |
| 齋藤 紀義 | 委員 | 越谷市小学校長会 |
| 桑原 礼子 | 委員 | やまびこ家族会 |
| 望月 美恵子 | 委員 | 越谷市聴覚障害者協会 |
| 山室 舞 | 委員 | 越谷市PTA連合会 |
| 澁口 亜美 | 委員 | 越谷市PTA連合会 |
| 川島 衛 | 委員 | 越谷地区保護司会越谷支部会 |
| 会田 眞理子 | 委員 | 越谷市ボランティア連絡会 |
| 中村 幸弘 | 委員 | 越谷市薬剤師会 |
| 田村 慎治 | 委員 | 越谷市老人クラブ連合会 |
| 齋藤 宏之 | 委員 | 埼玉県越谷児童相談所 |
| 愛甲 悠二 | 委員 | 埼玉県立越谷特別支援学校 |
| 小澤 昭彦 | 委員長 | 埼玉県立大学 |
| 岡 桃子 | 委員 | 埼玉県立大学 |

| | | |
|--------|----|----------|
| 宮地 さつき | 委員 | 文教大学 |
| 八田 清果 | 委員 | 埼玉東萌短期大学 |
| 横内 浩一 | 委員 | 公募委員 |
| 根本 ひかり | 委員 | 公募委員 |
| 高橋 良江 | 委員 | 公募委員 |
| 久能 由莉子 | 委員 | 公募委員 |
| 根岸 千怜 | 委員 | 公募委員 |
| 駒崎 美佐子 | 委員 | 公募委員 |
| 渡辺 静代 | 委員 | 公募委員 |
| 谷塚 祥子 | 委員 | 公募委員 |
| 飛田 俊子 | 委員 | 公募委員 |

○欠席委員（10名）

| | | |
|---------|----|--------------------|
| 松本 實 | 委員 | 越谷市私立保育園・認定こども園協会 |
| 松田 繁三 | 委員 | 越谷市医師会 |
| 岡野 昌彦 | 委員 | 越谷市医師会 |
| 中岡 朋代 | 委員 | 越谷市子育てサークルネットワークの会 |
| 高橋 奨 | 委員 | 越谷商工会議所 |
| 相澤 靖子 | 委員 | 埼玉県立越谷西特別支援学校 |
| 中根 陽子 | 委員 | 埼玉県障害難病団体協議会 |
| 高島 恭子 | 委員 | 埼玉県立大学 |
| 大島 隆代 | 委員 | 文教大学 |
| 日比谷 富貴子 | 委員 | 越谷地区労働組合協議会 |

○事務局出席者

福田 晃 市長

【福祉部】（10名）

| | |
|-------|---------------|
| 小田 大作 | 福祉部長 |
| 大熊 宏昌 | 福祉部副参事兼福祉総務課長 |
| 山崎 健晴 | 障害福祉課長 |
| 白井 正俊 | 福祉総務課副課長 |
| 黒沢 和人 | 障害福祉課副課長 |

近藤 陽介 障害福祉課副課長

上村 裕司 障害福祉課主幹

仲田 はるか 福祉総務課主任

細谷 真里 福祉総務課主任

佐野 瞳 障害福祉課主任

【地域共生部】（8名）

山元 雄二 地域共生部長

渡辺 真浩 地域共生部副部長兼地域共生推進課長

小林 道之 地域包括ケア課長

小澤 幸太 地域共生推進課調整幹

相田 亮 地域包括ケア課調整幹

星 達也 地域共生推進課主幹

関根 美智代 地域包括ケア課主幹

田中 雄大 地域共生推進課主事

【子ども家庭部】（8名）

富岡 章 子ども家庭部長

関 泰輔 子ども家庭部副参事兼子ども施策推進課長

金子 豊 子ども福祉課長

角屋 亮 こども家庭センター長

佐久間 敏彦 子ども施策推進課調整幹

市川 今日子 子ども福祉課副調整幹

平塚 友紀子 こども家庭センター副センター長

菅野 佑也 子ども施策推進課主幹

I 委嘱状交付式（14:00～）

- 1 開 式
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 閉 式

Ⅱ 社会福祉審議会・全体会（14：25～）

1 開 会

・会議の成立について

越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。

委員総数48名のうち38名が出席しているため、会議が成立することを報告。

・越谷市社会福祉審議会の概要について【資料1参照】

新任期後、初回の会議であるため、事務局から越谷市社会福祉審議会の概要について説明。

・傍聴確認

本審議会は越谷市社会福祉審議会条例・施行規則・第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明。

傍聴人2名入場する。

2 議事・諮問

(1) 委員長・副委員長の選出について

委員長、副委員長の選出に当たっては、同条例・第5条第1項の規定に基づき互選による選出と定められているため、委員に意見を諮った。

委員長について、埼玉県立大学選出の「小澤 昭彦」氏を推薦する者あり。他に推薦なし。

異議なしの声に基づき、委員長に選出することで全委員承諾。

副委員長について、越谷市民生委員・児童委員協議会選出の「齊藤 峰雄」氏を推薦する者あり。

他に推薦なし。異議なしの声に基づき、副委員長に選出することで全委員承諾。

【委員長挨拶】

委員長に選任された埼玉県立大学の小澤でございます。越谷市で社会福祉審議会に参加させていただくのは初めてでございます。3年間委員長として皆様のご指導を仰ぎながら、議論を一緒にさせていただきたいと思っております。

本日は、今年度の事業予定、前年度の事業報告など、重要な議題が並んでおります。率直なご意見を頂戴して、議論を前に進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【副委員長挨拶】

ただいま越谷市社会福祉審議会全体会の副委員長を仰せつかりました、越谷市民生委員・児童委員協議会会長の齊藤でございます。皆様にご協力いただき、精一杯努めて参りますのでご協力の程、お願いいたします。

(2) 諮問

第4次越谷市地域福祉計画及び第6次越谷市障がい者計画の策定について、市長より越谷市社会福祉審議会に諮問。

諮問後、市長退席

(3) 分科会委員の指名について【名簿参照】

議長より、同条例・施行規則・第2条の規定に基づき、専門分科会に属する委員を指名。

- ・民生委員審査専門分科会 (委員 5名)
- ・障害者福祉専門分科会 (委員 17名)
- ・児童福祉専門分科会 (委員 18名)
- ・地域福祉専門分科会 (委員 18名)

質疑等(要旨)

【委員】

公募委員として応募した際に地域福祉専門分科会を希望したが、割り振られた分科会が障害福祉専門分科会となっているのはなぜか。

【事務局】

今回公募にあたって、多数の方に応募いただいたところである。その中で、応募者の方には所属を希望する専門分科会の第1希望から第3希望まで伺っており、公募委員選考審査の書類選考において、これらの希望の状況や、提出いただいた書類の内容を踏まえ、所属する専門分科会を割り振らせていただいた。併せて、分科会の人数を均等にさせていただくという部分もあるため、第1希望であった地域福祉専門分科会ではなく障害福祉専門分科会でお願いできればと考えている。

【委員】

了承した。

(4) 令和5年度事業報告及び令和6年度事業予定について【資料2参照】

各分科会より、令和5年度事業報告及び令和6年度事業予定について説明。委員一同承認。

- ①民生委員審査専門分科会
- ②障害者福祉専門分科会・審査部会
- ③児童福祉専門分科会
- ④地域福祉専門分科会

(5) 報告事項について

①こども家庭センターの設置について

こども家庭センターの設置について事務局より説明。

質疑等(要旨)

【委員】

こども家庭センター（以下、センターとする。）に配置されている職員の職種は。

【事務局】

母子保健の分野で保健師を7名、相談の関係で心理関係の資格を持つ職員を2名、社会福祉士などの福祉系の資格を持つ福祉採用職員を配置している。これら有資格者の専門知識を活用しながら、日頃の相談に応じている。

【委員】

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の特徴と生じていた問題、またそれを統合することで解決できることは何か。また、「国が示すイメージ」は越谷市が想定しているものなのか、センターに子ども自身が相談する機能があるのか聞きたい。

【事務局】

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持ち合わせていない自治体もある中、越谷市は機能を持ち合わせていたため、法に合わせて組織化した。従来、保健センターと子育て世代包括センターは物理的にも距離感があったが、現在は場所も一括にしたため、その意味では切れ目のない体制にできている。

「国が示すイメージ図」については、法改正に伴う統合の趣旨となるが、イメージどおりの機能をセンターが持ち合わせているかという点も不十分な点もあるため、関係機関と連携を図りながら、イメージ図に近い組織にできるよう課題を検討しながら進めていく。

また、子ども自身の相談先については、学校や保育所などの子どもが大人と話す場面がある機関とは連携を図っており、子どもからのSOSがあった場合は、我々が機能として必要なことであれば、すぐ対応していくこととなる。保健師やケースワーカーが子どもと直接話す機会もあり、家庭訪問の折に保護者がいない状況があった時に、直接子どもに悩みを聞くこともある。センターとしては、様々な機関の力を借りながら、子どもの直接の声を拾い上げる努力もしていきたい。

【委員】

センター全体の体制と児童相談所等との連携はどうなっているか。

【事務局】

センターでは、妊娠中の方との相談をする保健師が中心となった母子保健の機能、不幸にも虐待が発生したときの、旧こども安全室が担っていたケースワーカーによる児童福祉の機能の2チームがある。相談経過等はデータベース化しているため、虐待発生時などは速やかに対応できる体制を組んでいる。

また、子供の安全を守るためには小・中学校、保育所、児童相談所との連携も不可欠であり、特に虐待が発生しないよう、また虐待発生時についても、相当緊密に情報共有をして、家庭を支援する体制を組んでいる。虐待が発生した際は警察とも連携し、例えば、日頃から問題がある家庭に対して、場合によっては学校の先生とセンター職員、児童相談所職員で共に家庭訪問をしたり、相談したりしている。

【委員】

「国が示すイメージ」では、センターは子どもが直接相談できる機関と見受けられるが、子どもにどのように周知しているのか。

【事務局】

「国が示すイメージ」のとおり全て兼ね揃えていないとセンターになれないということではなく、センターの最終形、理想形として国が示しているものである。このイメージを一つの理想型として、組織の成熟を図っていききたい。

また、特に虐待については、小・中学校、保育所や幼稚園等の保護者から離れて生活する場所にSOSが出るという状況が現状では必要であるため、委員の指摘のとおり、別途子どもが直接相談できる枠組みも今後の検討課題と考えている。

【委員】

市役所の開庁時間は平日の日中であるため、学校に通っている子が相談できるかということ、現実問題としては難しいと考えている。他機関との連携も必要になると考えられるが、例えばヤングケアラーへのアンケートでは相談する場所が欲しいという声もあるようなので、その取組みについては検討していただきたい。

【委員】

民生委員活動の中では、学校で指導していただき、家庭でしつけ、地域で見守りが基本だと思うが、センターまで相談に行く前に、もっと身近な学校、家庭、地域で子どもを見守る活動がもっと活躍するようになればいいと考える。民生委員の立場としては、三者一体となって見守りができればいいと思うし、地域を通して活動しているため、日常生活の中でこういったことが出来たらいいと思う。地域や近所から「あれは虐待ではないか」という情報を度々いただくが、直接話を伺うとあくまでも指導ということもあり、虐待とし

つけの線引きは難しいが、センターと協力していきたい。

【事務局】

市役所とはいえ、日頃から地域に滞在しているわけではないため、ご指摘のとおり、地域を中心に見守ることをベースに、私どものある意味専門職は別にいるということが大変重要であると考えている。

センターは、専門家が必要だというSOSをいただいたときに、各関係機関との連携にあたり、ある意味基地として、様々な場所にいる様々な専門家を繋ぐ役割を果たしていきたいと考えている。

【委員】

以前、センターに子どもが助けを求めた時に対応してくれるのかを尋ねた時に、対応しないということはないが、結局連携して取り組むという話だった。子どもたちに何かあった時に、親や学校が助けられるか分からない、子どもが親や先生だけではない逃げ場を探していた時の相談先で案内できる場所があるのかといった時に、やはり今は親向けの子育て支援の冊子しかないという話だった。そうすると子どもへの周知は厳しいと思うが、そのようなものを作る予定はあるのか。

【事務局】

子どもにとって警察は敷居が高いのかなというところではあるが、子ども自身が保護者を通さなくてもSOSを出せる場所については、センターに飛び込みで来ていただければ、いつでもできる範囲で助けるし、他機関等へ行ってくださいということはない。子ども自身が自分の力で通報ができるということは、やはり様々な社会資源を研究する中で、学校をどうするかということもあるが、子どもに何か周知できる方法があればと考えている。

引き続き、委員の指摘を生かして、検討を進めていきたい。

【委員】

学校や児童相談所だけでなく、児童館など、子どもが行きやすい場所も考えていただきたい。

【委員】

障害児に関してはどの程度のサポートをするのか聞きたい。今回の審議会では、児童福祉専門分科会に越谷西特別支援学校は入っているが、越谷特別支援学校は入っていない。センターでの相談等の支援は、障害児、またその親に対するものも含まれるのか。

【事務局】

センターの役割としては、障害がある方もない方も包含して、子どもに関しての相談体制ということで設置したものである。障害児に関しては、センターのすぐ隣の子ども福祉課に障害児福祉に関する専門チームがあり、保護者の方のレスパイトに関するサービスや障害福祉サービスについてのご相談を受ける窓口とな

っている。

【委員】

課は隣だが、連携するということか。

【事務局】

そのとおりである。

②第1期越谷市子ども計画の策定に伴う調査結果について【資料4、参考（資料4）】

第1期越谷市子ども計画の策定に伴う調査結果について事務局より説明。

質疑等(要旨)

【委員】

アンケート調査を行う前に、子ども基本法や子ども計画策定についての説明や、どういった目的があつてこのアンケート調査を行うのかということ子どもたちに対して説明する時間を設けているのか。

【事務局】

小学生にいろいろ答えてもらうのは負担があるのではないかと、初めての試みということもあつたため、できる限りアンケートの内容を簡素化することを意識したため、ご指摘いただいた法律や計画については細かく説明できていないのが実情である。ただ、何を聞くかというところで、今子ども大綱などでは「居場所」のことをすごく強調しており、このアンケート調査では子どもたちにとってどういった「居場所」がいいかという視点で、10問程度が適当と考え設定させていただいた。

【委員】

大人からすると、法律や計画などは小学生にとっては難しくて分からない、と思うかもしれないが、子どもにも分かるように説明すべきである。この1回限りのアンケート調査ではないと思うので、ここから少しずつ改善していただきたい。

【委員】

アンケートの回収率が悪いと感じる。特に越谷市立の小・中学校に通う小学校5年生～中学校2年生においては、学校で配付されているタブレットを活用したにもかかわらず、62%というのはどうなのか。また、関係機関・団体調査においては市内の関係機関であるにも関わらず、回収率が80%いっておらず、回収率が悪いのではないかと。

【事務局】

まず小・中学生についてだが、回答は休み時間や帰った後の時間をお願いしており、授業の時間内ではお

願っていない。また、初めて行った調査なので、他市の調査結果を見比べないと回収率が高いか低いかは分からないが、他市ではまだこういった調査を行っていないところが多い。想定していたところでは、現状低いとは感じていない。

一方で、関係機関・団体調査については、ご指摘のとおりそこまで回収率は高くないと感じており、ご指摘は受け止めていきたい。先ほど子ども家庭センターの説明でもあったが、関係機関との連携はもう少し工夫が必要な部分があると受け止めている。

小・中学生の件については、先ほどの質問でもあったようにどういったことを聞いていくかも含めて、もう少し実態を捉えていくことが重要だと捉えている。

【委員】

調査についての説明が足りないから意図が分からず、回答しないのではないかと。簡単で少ない調査だから大丈夫だろう、ということで子どもに任せるのは違うと感じる。初めての調査だからこそ、丁寧に調査の重要性について説明をして、70～80%ぐらいの回収率を目指すべきではないかと思う。今後アンケート調査をするときは、そのあたりをもう少し考えて、他市との比較ではなく、中核市である越谷に見本となっていただきたいと思う。

【議長】

ここで一つ意見を申し上げる。質問・調査の場合は、ご本人に強制力が働かないように配慮をすることが今重要視されている中で、例えば質問を回答する中で気持ち悪くなるとか体調が悪くなるなど、そういったときには回答を中断していいと思う。また、回答するかしないは基本的に自由意志であるが、そういった中で回収率を上げるということは、計画策定という点からすると非常に相反する課題ではないかと感じている。

【委員】

配付されている参考資料4の26ページの「声をあげにくい子ども・若者調査」だが、子どもの意見の代弁となっており、子どもの意見ではないのか。

【事務局】

直接子どもへ聞くことは難しかったので、そういう方に接することが多い関係機関の方に代弁という形でご回答いただいた。それは関わっている方との話の中でも、直接聞くことはやはり難しいだろうということで、代弁という立場で回答いただいたものである。

【委員】

回答いただいた支援機関の方々は一生涯懸命働いていることは十分理解しているが、大人の受け取り方と子どもの受け取り方はずれがあると思うので、そこは大人がきちんと子どもの意見を代弁できているのか考えていかななくてはいけないと感じる。

また、小・中学生へのアンケートで気になったのは、学校に行ってタブレットが使える子たちの意見は回収できていると思うが、そこに不登校の子の意見は反映されてない。不登校の子たちの方が声をあげにくいと感じる。学校へ行っている子の声だけで計画を策定するのではなく、声をあげにくい人たちの声をどう拾っていくかということも含めて検討いただきたいと思う。

【委員】

第1期子ども計画策定までの調査で、策定までの体制やメンバーはどうなっているか。

【事務局】

基本的には児童福祉専門分科会でご審議をいただく。庁内については、子ども家庭部、教育委員会、人権・男女共同参画推進課、市民活動支援課、福祉部、地域共生部、保健医療部の関係課を中心とした体制で、まずは庁内では検討していくという体制である。

【委員】

策定する当事者は庁内に限るということでいいのか。

【事務局】

原案は庁内で作っている。あとは審議会での協議、パブリックコメント、アンケート調査などを軸にして取り組んでいくという考え方である。今後、児童福祉専門分科会の中でまとめていく中で、庁内だけではなく、様々な声を拾っていきたいと考えている。

【委員】

様々な計画の策定については、審議会、アンケート調査である実態調査があって、あげられたデータを精査し、結局庁内で計画をつくっているが、こういった計画策定の進め方で本当にいいのだろうか。つまり、当事者である人たちが決定に参加をして、自分たちの計画を作らないと実効性が伴わないのではないかと思っている。

もう一つ、「子ども」と聞くとどうしても我々は「小さくて弱く、大人になってないから子どもなりの考えである」と考えがちであるが、それは全く違っている。子どもの権利条約を含めて、子どもの意見表明権をどれだけ保障できるかということが、世界的にも非常に大きな課題である。子どもが意見を表明する場を設定し、なおかつそれを尊重するというのを、大人や教育委員会や行政、我々が位置づけないといけない。なぜわざわざ子ども家庭庁ができて、子ども中心の社会にしたいのかいうと、子どもがこれから社会の軸になるということである。それで軸となる子どもが当事者意識を持たなかったら、結局上が決めているということになってしまう。そのため、子どもが計画の当事者にもなってもらい、聴取ではなくて子どもの意見を表明する場を保障するのが行政の役割であると思う。

【委員】

先ほどのアンケート調査の中で、障がいのある子どもも対象として含まれているということなのか。

【事務局】

資料の通りで、調査対象において特別フィルターをかけて行っていないので、障がいのある子も含まれている。

【委員】

こども家庭センターの設置に関しても、障がいというところで窓口が変わってしまう。「障がい」というと、皆さまにおいてもだいぶイメージ違うかと思うが、さまざまなご事情がある。越谷市の体制として、ワンストップサービスみたいな形で体制を整備することを検討してほしい。

③ケアラー・ヤングケアラー実態調査結果について【資料5・6、参考（資料5・6）】

ケアラー・ヤングケアラー実態調査結果について事務局より説明。

質疑等(要旨)

【委員】

こども計画策定のアンケート調査での対象は小学校5年生から中学校2年生であるが、ヤングケアラーの調査では小学校4年生から中学校3年が対象となっている。何か規定があるのか。

また、調査対象を小・中学生を一緒にし、高校生を別としているが、別にした理由が何かあるのか。

【事務局】

小・中学生については、国でも同様の調査をしており、国の調査結果との比較をして検討したいということで、調査対象については国の調査対象と合わせている。

また、高校生については県でも調査をしており、県の調査結果との比較をしたいと考えており、調査対象については、県の調査と合わせている。

【委員】

ここまでの報告事項においても子どもに関する質問が多く、子どもについて関心が非常に高まっている。そんな中で、なぜ今回の会議は福祉部門の課だけの出席で、教育委員会は出席していないのか。子どもに関する情報を一番持っているのは教育委員会だと思う。行政の中では組織が違うかもしれないが、これだけ子どもについて議論している中で、教育委員会の声は全然伝わっていない。今後、教育委員会

にどのような形で参加していただくのか教えてほしい。

【事務局】

ただ今報告のあったケアラー・ヤングケアラーの実態調査結果においては、調査を所管した地域包括ケア課並びに地域共生部ということで出席をさせていただいている。

また、社会審議会においては、議題に応じて対応できる所管課が出席するべきだと考える。必要に応じて教育委員会の出席をお願いしたいというお話もいただいたので、今後出てくる議題の中で柔軟に対応させていただきたい。

【委員】

ここまでの説明やご意見の中であった不登校、虐待、ヤングケアラーなど、これらは教育委員会が直結しているのではないかと。教育委員会が出席していないことで子どもたちの生の声が伝わっていないと思う。要望として、教育委員会の出席をぜひお願いしたい。

3 その他

事務局から、次回の越谷市社会福祉審議会全体会は令和7年5月に予定している旨を報告。

4 閉 会

副委員長からあいさつを頂く。

議事終了（～17：00）